

ひろしまがん検診推進協定書

広島市（以下「甲」という。）と株式会社広島銀行（以下「乙」という。）は、広島市民のがん検診受診率向上に向けた取組みの推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、甲が策定した広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21」に基づき、がん検診の受診率向上に向けた取組みを協調して進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進に資することを目的とする。

（取組み）

第2条 乙は、広島市民に対し、自らの窓口等において、自主的にがん検診の受診勧奨等の取組みを行うものとする。

2 乙は、自らの従業員及びその家族に対してもがん検診の受診勧奨等の取組みを行うものとする。

第3条 甲は、広島市民のがん検診の受診率向上に向けて率先して取り組むとともに、乙に協力して次の取組みを行うものとする。

（1）市の広報媒体等を利用した乙の取組み内容の紹介

（2）その他乙が行う取組みに対する支援・協力

（協定の破棄）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の破棄を申し出たときは、破棄することができる。ただし、申出者は1か月前に相手に対し通知するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとし、更新については期間満了までに再度甲及び乙で協議を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みの実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。この協定が終了し、又は破棄された後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名の上、各その1通を保有する。

平成22年（2010年）3月24日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長

秋葉忠利

乙 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社広島銀行

代表取締役頭取

角廣 勲

